

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部鉄道高架整備課 No.002

処 分 名	都市計画施設の区域内における土地の買取り
処 分 の 概 要	事業予定地内の土地の所有者から建築物の建築が許可されないときは、当該土地を買い取るべき旨の申出があった場合においては、土地を時価で買い取るものとする。
根拠法令等・条項	都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号） 第五十六条第一項
審 査 基 準	法令に条文において、基準等が明記されているため審査基準については設定しません。
標準処理期間	30日（関係機関との協議に要する期間を除きます）
設定年月日	平成28年4月1日
申請時期	随時
申請方法	本庁4階鉄道高架整備課窓口への提出 又は 郵送 対象路線：7・6・1 古利根川右岸線 3・3・4 春日部駅東西連絡道路 7・7・3 区画街路2号線 8・7・1 特殊街路1号線 8・7・2 特殊街路2号線
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■都市計画法

第五十六条 都道府県知事等（前条第4項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、事業予定地内の土地の所有者から、同条第1項本文の規定により建築物の建築が許可されないときはその土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつた場合においては、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。